

News Release

プルデンシャル生命保険株式会社

〒100-0014 東京都千代田区永田町2-13-10 プルデンシャルタワー
http://www.prudential.co.jp



Prudential

2014年8月25日

プルデンシャル生命保険株式会社

公的な障害年金制度と連動した「就労不能障害保険」を発売

～障害状態により働けなくなった場合の、所得減少への備えとして～

プルデンシャル生命保険株式会社（代表取締役社長兼 CEO 一谷昇一郎）は、8月25日に就労不能障害保険の販売を開始します。

当社は「一家の大黒柱が亡くなった時の保障」こそ生命保険の最も重要な役割であると考えており、1987年の創業以来、お客さまに死亡保障を中心としたオーダーメイドの保障を提供しています。「早期死亡のリスク」をカバーされた働き盛りのお客さまにとって、「早期死亡」の次にリスクが高い「長期就労不能」のリスクに対応するのが、今回発売する就労不能障害保険（正式名称：解約返戻金抑制型就労不能障害保険および無解約返戻金型就労不能障害特約）です。

就労不能障害保険は、一定以上の障害状態により労働ができない、もしくは労働に著しい制限を受ける方に、公的障害年金制度と連動した3種類の年金のいずれかをお支払いします。就労不能により所得が減少した場合に、健康時の所得水準に対する不足分をお支払いすることで、日々の生活費に充てていただくことができます。また、公的障害年金が支給されるまでの間に、健康時の所得水準に対して不足する部分の金額を一時金でお支払いする無解約返戻金型就労不能障害一時金特約も同時に発売します。

当社はこれからも死亡保障を中心に、お客さまの多様なニーズにお応えしてまいります。

お支払い事由（例）	年金タイプ		一時金タイプ
	年金の名称	お受け取り金額・期間	
身体障害状態により国民年金法に基づき、障害等級1級・2級に認定されたとき	就労不能障害年金	年金月額×100% （生存されている限り）保険期間満了まで	就労不能障害一時金
精神障害状態により国民年金法に基づき、障害等級1級・2級に認定されたとき	特定障害年金	年金月額×100% （生存されている限り）最長3年	—
身体障害状態により被用者年金制度に基づき、障害等級3級に認定されたとき	就労障害サポート年金	年金月額×30% （生存されている限り）保険期間満了まで	—

※上記支払事由は例示であり、詳細は「ご契約のしおり・約款」にてご確認ください。

※被用者年金制度とは、次のいずれかの法律に基づく年金制度をいいます。

「厚生年金保険法」「国家公務員共済組合法」「地方公務員等共済組合法」「私立学校教職員共済法」

※当社がご提案する保険は、すべて無配当保険です。

※保険種類をお選びいただく際には、「保険種類のご案内」をご覧ください。

※ご契約の際には、「契約概要」「注意喚起情報」および「ご契約のしおり・約款」をご確認ください。

■商品の詳細は下記リンク先をご参照ください

<年金タイプ> 解約返戻金抑制型就労不能障害保険（無配当）・無解約返戻金型就労不能障害特約（無配当）

<一時金タイプ> 無解約返戻金型就労不能障害一時金特約（無配当）